

リスニングルーム・カポ 団体規約

第 1 条（名称） この団体の名称を以下のとおりとする。 リスニングルーム・カポ

第 2 条（事務局所在地） この団体の事務局を以下に置く。 〒921-8031 石川県金沢市野町 3 丁目 1-27

第 3 条（目的・活動） この団体は、多様性のある音楽を知ることを通して、参加する地域住民が文化・芸術活動に直接参画してゆくことを促し、数多くの他の社会と自分たちが暮らす社会を比較し対象化することで能動的にそれらを省みる力を養うことを目指し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。定例となる企画は隔月開催を目標とする。

第 4 条（会員） この団体の規約に同意した者、またはこの団体の企画に恒常的に参加する者。

第 5 条（役員） この団体に以下の役員を置く。 代表 1 名、代表補佐 1 名。

第 6 条（役員の責務） 代表は企画の司会と進行の役割を務め、会場に対しての責任者となる。代表補佐は企画の運営を補佐し、円滑な運営に努める。代表が欠員のときは代表の役割を遂行する。

第 7 条（運営） 定例の企画の運営については、随時役員会議を行い団体を構成する会員も含め了承を得ながら円滑な企画遂行に努めるものとする。

第 8 条（運営費用） この団体の定例の企画は全て非営利とし、会員から会費を徴収することもない。定例の会場であり事務局を置く「Nomachi Art Studio」の家賃の一部、月 31,000 円を代表と代表補佐が負担して支払う。

第 9 条（規約改正） この規約は、役員による運営会議をもって改正することができる。